

養父市やぶ暮らし住宅支援制度のあらまし(R7.4～)

令和7年4月1日以降、本市に定住するため専用住宅^{※注1}を新築、購入又は増改築、若しくは賃貸住宅等を契約し、入居した者及びU・Iターン者^{※注2}等に加え、空き家バンク登録者等に奨励金を交付します。

養父市やぶ暮らし住宅支援奨励金交付要綱の改正に伴い、改正前の要綱は令和6年3月31日までとなりますが、同日までに改正前の要綱による要件を満たした場合、その奨励金等の支給の対象となります。

また、奨励金の交付を受けたものが5年以内に転出又は、奨励金の対象になった住宅を第三者に譲渡若しくは賃貸したとき、奨励金の全部又は一部を返還していただきますのでご注意ください。

1 対象者 対象要件は2の表に定めるとおりです。また、次に該当する場合は除きます。

(1) 本人及びその世帯に属する者（同居を含む。）が市税等及び使用料等を滞納している場合。

(2) 国、県又は市の他の制度による補助金、補償等の補填を受けて住宅を確保した場合。

2 奨励金の内容

奨励金等の種類 ^{※注3}	要件等		奨励金等の金額 ^{※注4}	申請日(期限)	添付書類
	年齢	住宅等			
新築奨励金 ^{※注5}	満45歳未満	延床面積が75平方メートル以上の専用住宅を新築した場合(建築日から5年以内に購入した建売住宅を含む)	専用住宅の延べ床面積に、1平方メートル当たり3,000円を乗じた額。ただし、400,000円を上限とする	住宅を取得した日又はその住宅に住所を定めた日の遅い日から2年以内	(1) 世帯全員(同居を含む。)の住民票(続柄が記載されたもの) (2) 誓約書(様式第1-1号) (3) 同意書(様式第1-2号) (4) 建物の登記事項証明書(写し不可) (5) 住宅の間取りが分かる平面図 (6) 建物の外観・内部等の写真 (7) その他市長が必要と認める書類
空き家購入奨励金 ^{※注5 ※注6}	満65歳未満	延床面積が75平方メートル以上で、200万円(土地の取得費用含む。)以上の費用を要して空き家(建築日から5年を超える建売住宅を含む)を購入したとき又は空き家を賃貸し、当該物件に住所を定めた日から1年以内に購入したとき	空き家の延べ床面積に、1平方メートル当たり2,000円を乗じた額。ただし、300,000円を上限とする	空き家を取得した日又はその住宅に住所を定めた日の遅い日から2年以内	(1) 世帯全員(同居を含む。)の住民票(続柄が記載されたもの) (2) 誓約書(様式第1-1号) (3) 同意書(様式第1-2号) (4) 建物の登記事項証明書(写し不可) (5) 住宅の売買契約書の写し (6) 住宅の間取りが分かる平面図住宅又は建物の外観内部等の写真 (7) その他市長が必要と認める書類
増改築奨励金 ^{※注5}	満65歳未満	延床面積が75平方メートル以上で、50万円以上の費用を要して専用住宅又は賃貸住宅等(共同住宅を除く)を増改築した場合	増改築に要する費用に10分の1を乗じた額。ただし、250,000円を上限とする	増改築工事が完了した日又はその住宅に住所を定めた日の遅い日から2年以内	(1) 世帯全員(同居を含む。)の住民票(続柄が記載されたもの) (2) 誓約書(様式第1-1号) (3) 同意書(様式第1-2号) (4) [専用住宅を増改築したとき]建物の登記事項証明書(写し不可) (5) [賃貸住宅等を増改築したとき]建物賃貸借契約書の写し及び増改築工事合意に係る証明書(様式第1-3号) (6) 住宅の増改築に係る見積書の写し又は工事請負契約書の写し(工事内容のわかるもの) (7) 住宅の増改築に係る領収書の写し (8) 住宅の増改築を行った部分を示す書類等(設計書、間取りが分かる平面図等) (9) その他市長が必要と認める書類

民間賃貸住宅入居奨励金 ^{※注7}	満40歳未満	賃借料の月額（共益費、駐車場使用料など直接の賃借料と認められないものを除く）が4万円を超える賃貸住宅等に入居した場合	月額40,000円を超える家賃に対し、月額20,000円を限度に12か月分（上限240,000円） ※月の途中に入居の場合は翌月から支給	契約日又は住所を定めた日の遅い日から12か月を経過した日から2年以内	(1) 世帯全員（同居を含む。）の住民票（続柄が記載されたもの） (2) 誓約書（様式第1-1号） (3) 同意書（様式第1-2号） (4) 建物賃貸借契約書の写し (5) その他市長が必要と認める書類
U・Iターン奨励金	満40歳未満	U・Iターン者 ^{※注} 又は世帯が本市に定住した場合	U・Iターン者1人につき50,000円 賃貸住宅に入居した者は1世帯につき50,000円	U・Iターン者で市内に住所を定めた日から3か月経過した日から2年以内	(1) 世帯全員（同居を含む。）の住民票（続柄が記載されたもの） (2) 前住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し (3) 誓約書（様式第1-1号） (4) 同意書（様式第1-2号） (5) その他市長が必要と認める書類
空き家家財処分等奨励金 ^{※注8}	年齢制限なし	空き家バンク物件登録者が空き家バンク登録物件の利活用促進を目的に家財等を業者に委託し、処分を実施したとき	家財等の処分費に2分の1を乗じた額。 （上限100,000円）	処分費の支払い日から2年以内	(1) 処分業者の領収証 (2) 処分前後の写真 (3) 同意書（様式第1-2号） (4) その他市長が必要と認める書類

(注1) 専用住宅とは、専ら居住用に供する建物をいいます。但し、一つの建物に居住用に供する部分と店舗、事務所その他これらに類する用途の部分が併用されている場合は、そのうちの居住部分のみをいいます。

(注2) U・Iターン者とは、定住のため本市に転入した者（転入前に1年以上市外に居住していた者に限る。）をいいます。

(注3) 同一の者又は同一世帯員への奨励金の交付は、種類ごとに1回限りです。ただし、空き家を賃貸し、当該空き家を購入した場合は、空き家購入奨励金又は民間賃貸住宅入居奨励金のいずれか1回限りとする。

(注4) 奨励金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(注5) 専用住宅又は空き家の取得若しくは専用住宅の増改築にあつては、申請者の持分を有する所有権保存登記又は所有権移転登記をした専用住宅又は空き家である必要があります。これらの奨励金を申請できる者は、登記により専用住宅の持分（10分の3以上）を有している者になります。

(注6) 3等親の親族から空き家を購入した場合は対象外となります。

(注7) 民間賃貸住宅入居奨励金を申請できる者は、専用住宅又は共同住宅（市営及び県営の公的賃貸住宅並びに社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。）の所有者との間で賃貸借契約を締結した者になります。

また、契約後1年以内に市内に取得した新築物件又は、空き家等に転居した場合は、転居の日から申請が可能になります。

(注8) 養父市空き家バンクに登録後、業者に依頼し家財等を処分した場合に限りです。

3 住宅支援制度の問い合わせ先

養父市役所 土地利用未来課

〒667-0198 養父市広谷250-1（養父庁舎3階）

電話 079-664-1410

※申請を検討されている方は事前にご相談ください。